

鎌倉市農業委員会 令和 7 年度 第 5 回総会 次第	
日 時	令和 7 年 (2025 年) 8 月 26 日 (火) 15 時 30 分開会
場 所	鎌倉商工会議所 1 階 102 会議室
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、3 番 小島信行、4 番 小泉紀久夫、 5 番 小川和己、6 番 落合るみこ、7 番 和田雅裕、 8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、10 番 飯田亜希子、 11 番 郷原均、12 番 市川幸子、13 番 平井保男 以上 13 名
事務局出席者	太田事務局長・秋山事務局長補佐・神保主事・植竹事務職員
欠席委員	なし
議長(平井会長)	定刻になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。
議長(平井会長)	本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、4 番 小泉委員、5 番 小川委員に お願いします。 次回の現況証明委員については、8 番 二之宮委員、9 番 三橋 委員にお願いします。
議長(平井会長)	次に、日程第 1、報告第 14 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定 による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告につい て、1 件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 1、報告第 14 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定 による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報 告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第 4 条の 届出について、7 月 11 日から 8 月 8 日までに受理し、処理した案件 について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の 1 ～ 2 ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1 ページの番号 1 と、2 ページの整理番号 1 の案内図をご覧くだ さい。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 7 年 8 月 5 日に公園及び更衣室へ転用のため、令和 7 年 7 月 23 日に専決処分いたしました。 以上 1 件、賃貸借関係はありません。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第 2、報告第 15 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定 による農地転用届出の 受理の決定に関する専決処分の報告につい て、4 件、報告いたします。

	事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第2、報告第15号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、7月11日から8月8日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の3～8ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。 3ページの番号1と、5ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年10月17日に住宅用通路へ転用のため、令和7年8月6日に専決処分いたしました。 続きまして、3ページの番号2と、6ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年8月29日に専用住宅へ転用のため、令和7年8月8日に専決処分いたしました。 続きまして、3ページの番号3と、7ページの整理番号3の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年11月1日に駐車場へ転用し賃借権を設定するため、令和7年8月12日に専決処分いたしました。 続きまして、4ページの番号4と、8ページの整理番号4の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年11月1日に駐車場へ転用し賃借権を設定するため、令和7年8月12日に専決処分いたしました。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	日程第3、その他、諸般の報告について、5件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第3、その他、諸般の報告について、5件、報告いたします。 諸般の報告1、農地法第30条による利用状況調査の実施について、報告いたします。 利用状況調査とは、平成21年の農地法改正により農業委員会に調査が義務付けられたもので、調査方法は農地を1筆ごと、目視で現

地を確認するもので、調査結果を取りまとめた後、県へ報告するものです。

この調査は、例年お願いしているもので、委員の皆様には例年同様、市内の農地について、原則2名での調査をお願いします。

農業委員会サポートシステムの導入に伴い、タブレットを使用した調査が可能になりましたが、サポートシステムへの農地台帳の紐付け率は、令和7年度現在は約90%となっており、課税分筆している筆などの影響で残りの10%は紐付けが現状できていません。そのため、今年度につきましても昨年度同様に事務局で印刷したリストと地図を元に調査を行っていただければと思います。

なお、農地の場所を探す目的でタブレットを使用いただけますので、タブレットの貸与を希望される委員は、本総会終了後に事務局までお申し出ください。事務局から貸出出来るのは6台になります。

令和7年度の調査は原則として昨年と同様の方法により行っていただきますが、若干の留意点もございますので、調査マニュアルに沿ってご説明いたします。

お配りしております、農地利用状況調査ファイルをお開き頂き、2ページ目の「R7 農地法第30条 農地利用状況調査 現地調査マニュアル」をご覧ください。

【配布資料】は、マニュアル記載のとおりです。6のホワイトボードについては、後ほど説明いたします。

【調査期間】は、令和7年8月26日（火）から、10月27日（月）です。

10月28日（火）の総会で調査票の提出をお願いします。

次に、【調査員】は、4ページ目の「農地担当表」のとおりです。原則担当表のとおり、現地調査は2名で行っていただきます。やむを得ない場合には、担当1名による調査も可能ですが、ホワイトボードを使用しての写真撮影や、安全面及び調査の正確性を確保するため極力2名で行ってください。

次に、【調査方法】についてです。5ページ目の記載例と合わせてご覧ください。

1ですが、実際に調査対象地に行き、地図等を基に目視で農地を確認いただきます。

2ですが、表紙裏面の「調査票記載フロー」や国が示す「参考写真」に基づき、記載例を参考に、調査結果を調査票に記載します。

「○ ×」欄に、マニュアルの通り、「○」か「×」のいずれかを記載してください。

なお、調査終了後に事務局で調査結果を取りまとめる関係上、調査結果の記載は「×」だけでなく、「○」についても必ず記載してください。「○」の記載がないと、事務局が取りまとめの段階で調査が

完了しているのかどうかの確認取れなくなってしまうので、「○」についても必ず記載していただきますよう、ご協力をお願いします。

次に3ですが、調査方法2の工程で、「×」とした場合は、6ページの調査票記載フローを参考に区分欄へ「①・②・⑤」のいずれかを記載してください。

その上で、遊休農地となっている要因、立地状況について、所定の欄に該当の番号を選択して、記載してください。要因が複数ある場合には「要因2」へ記載し、要因を⑦その他の理由とした場合には、「要因⑦の場合」欄へ理由を自由記載してください。

また、現況及び備考欄には、記載例のとおり、現場の状況を必要に応じて記載してください。

なお、記載例の右側にあるように昨年度に行った調査の現況及び備考欄を入れてありますので、参考にいただければと思います。

4ですが、すべての調査が終了したら、調査結果を10月28日（火）の総会にて事務局へ提出してください。

次に【その他】ですが、1については、調査の結果「×」と判定した農地は、今回皆様にお渡しするホワイトボードに調査年月日と該当地番を記載の上、デジタルカメラ又はスマートフォンで農地とその地番などが分かるように撮影し、写真データを農業委員会事務局宛てにメール送付してください。

メールアドレスはマニュアルに記載のとおりです。

昨年度までは、「×」の農地を事務局で後日、確認に行っていましたが、今年度は新規発生のみ（R6○→R7×）事務局で確認しますので、×に該当する農地は必ず写真撮影をお願いします。撮影した写真は、漏れがないように事務局までメール送付をお願いいたします。

2は、例年通り、調査に当たっては、農業委員手帳及び農地等立入調査証を必ず携帯し、必要に応じ、農地所有者等に掲示してください。

3について、特に市街地の農地については、農地所有者の敷地内を通らなければならない場合もあるので、必要に応じ、農地の調査である旨を伝え、農地所有者の了解を得てから調査してください。

以上、調査を行っていく中で、ご不明な点があれば、事務局までお問合せいただければと思います。

本総会終了後、必要に応じて各地区の担当委員の方ごとに調査について日程等の協議をしていただきますようお願いいたします。リストに載っている農地が調査対象になりますので、ご注意ください。なお、タブレットの操作方法ですが、借用を希望される方は本総会終了後に操作方法の説明をさせていただきます。

最後になりますが、近年の気温の上昇によって調査時における熱

中病リスクが高まっていますので、熱中症リスク低減に努めていただきますようお願いいたします。

資料を添付しますので、お時間あるときにご一読ください。

以上で、利用状況調査の説明を終わります。

次に、諸般の報告 2、令和 7 年度神奈川県農業会議農政活動協力金(旧賛助会費)の募金について、ご報告いたします。

担当する委員の皆様に配布させていただいた「諸般の報告 2 参考資料」をご覧ください。

募金の内容は、農業会議が行う農政活動に賛同する農家を農政活動協力員、賛助会員として、農家 1 戸当り 600 円の募金を集めて、農業委員会連合会を通じ農業会議へ納入し、農政活動の資金として使用されるものです。

今年度も神奈川県農業会議会長から募金の依頼がありましたので、委員の皆様に、各地区を回っていただき農政活動協力金、賛助会費の募金の協力依頼及び取りまとめをお願いいたします。

募金の際に配布いただく資料につきましては、通知に記載のとおりですが、集金した際に、領収書を渡すとともに、資料記載の配布書類をお配りいただきますようお願いいたします。

なお、皆様からいただいた活動協力金を元に毎年発行している農業だより「ふれあい」の最新号が 10 月 1 日発行となっており、事務局には 9 月下旬に届く予定となっています。届き次第、皆様に郵送させていただきますので、その時点で未集金の方には集金と同時に冊子をお渡しいただき、集金済みの方には改めてお渡しいただければと思います。

また、領収書については、氏名を記入済みです。万が一、相続等により記載した氏名が異なる場合には、予備の領収書をお使いいただきますようお願いいたします。

集めました募金につきましては、領収書と合わせて 10 月 28 日(火)までに事務局へお持ちいただきますようお願いいたします。

次に、諸般の報告 3、令和 7 年度神奈川県農業委員会活動推進大会について、ご報告します。

お手元の「諸般の報告 3 参考資料」の資料をご覧ください。

神奈川県農業委員会活動推進大会が 11 月 6 日(木) 13 時～開催されることとなり、場所は横浜市文化会館関内ホールとなります。

当大会は、年に 1 度、県内の農業委員が一堂に会し、本県農業の重要施策に関する要望事項を決議するとともに、農業委員活動の強化、各種取り組みの実現に向けた運動を展開する為に行われます。

この農業委員大会への本市の参加につきまして、会場となる関内ホールに駐車スペースがなく、会場までは関内駅から徒歩 5 分程度のため、各自食事を済ませてから、現地集合、現地解散を予定しています。

当日は全員参加となりますので、宜しくお願いいたします。

	次に、諸般の報告 4、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。 8月1日（金）に関谷の圃場にて草刈り作業等の実践活動を行いました。 作業に御協力いただいたみなさま、ありがとうございました。 今回は、9月2日（火）に、草刈り及びサツマイモの試し掘り等を行う予定です。 Bグループの皆様（平井会長、小泉委員、飯田委員、小川委員）は、ご協力の程、よろしくお願いいたします。また、和田委員と二之宮委員にもご協力いただきます。 当日は関谷の圃場に午前8時30分現地集合で、10時30分頃までの2時間の作業としたいと思います。 当日が雨天の場合は、11日（木）に延期とします。 当日都合がつかない方は、他のグループの委員と調整の上、必ず代替りの方を立てていただくよう、お願いいたします。 次に、諸般の報告 5、次回の総会は、9月26日（金）午後3時30分からで、会場は鎌倉商工会議所 1 階102会議室になります。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和7年度第5回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	平井 保男
議事録署名委員 4 番	小泉 久夫
議事録署名委員 5 番	小川 和己